

令和6年 三条市賃借料情報

○ 令和6年1月から12月までの1年間に締結(公告)された賃借料です。

※この情報は、廃止された「標準小作料」とは異なり拘束力はありません。

○ 賃借料を決める際は、対象となる農地の収穫量、生産物の価格、ほ場条件、土地改良費の負担などを考慮し、貸し手(所有者)と借り手(耕作者)が話し合いで決めてください。

田(水稻)

(円/10アール当たり)

地域	区分	締結 件数	平均 締結額	手数料	最も多い締結		最高		最低	
					件数	締結額	件数	締結額	件数	締結額
三条地域	相対契約	963	15,000	—	308	15,000	10	25,000	12	2,630
	農地バンク	561	16,000	80	277	15,000	1	25,000	1	7,500
栄地域	相対契約	206	15,200	—	129	15,000	6	21,000	1	3,000
	農地バンク	109	14,500	72	26	15,000	2	19,000	10	6,000
下田地域	相対契約	196	8,500	—	53	10,000	2	19,000	3	1,600
	農地バンク	38	6,400	32	16	8,000	16	8,000	3	4,000

1 締結額は算出結果の10円単位を四捨五入し、100円単位としています。

2 平均締結額は単純平均ではなく、締結面積を加味した加重平均としています。

3 畑は締結件数が少ないため掲載していません。

4 相対契約は3月10日で手続を終了します。また、農地バンクとの契約は口座振替のみとなることから、物納を削除しました。

5 農地バンクとの契約は、貸し手(所有者)、借り手(耕作者)双方に手数料(賃借料の0.5%)が発生します。

令和7年3月

三条市農業委員会